

各種要請書

- ・ 中小企業の支援と石川県の最賃額引き上げを求める要請書

(石川地方最低賃金審議会長あて、石川労働局長あて)

団体署名 19 団体、個人署名 486 名分

【提出・取り扱い団体】 石川県労働組合総連合

- ・ 令和 8 年度石川地方最低賃金に関する要請書

(石川労働局長あて)

【提出団体】 日本労働組合総連合会石川県連合会

中小企業の支援と石川県の最低賃金引き上げを求める要請書

石川労働局 局長 殿

石川地方最低賃金審議会 会長 殿

【 請願趣旨 】

物価の高騰が続き、国民生活を圧迫しています。最低賃金の引き上げは、労働者の生活をまもるためであると同時に、GDP の6割を占める国民の消費購買力を高めることで日本経済の回復を進めることにもつながる重要な課題です。

最低賃金は2年連続で過去最高の上げ幅となり、石川県では1054円となっています。昨年は39道府県(83%)が中央の審議会の目安(A・B ランク 63 円、C ランク 64 円)を上回る引き上げを実施し、労働力人口の流出や地域経済の衰退につながる地域間格差解消を求める動きも加速しています。しかし発効日をこれまでの10月から遅らせる地方が増え、その差は最大6ヶ月もあり、同じ最賃額でも年収が大きく異なってしまう新たな地域間格差も生じています。

全労連が各県で実施している最低生計費調査では、物価高騰を踏まえた最新のものではおよそ時間額 1,700 円以上(月労働時間 150 時間で年収 306 万円)なければ人間らしい生活はできないことを示しています。

私たちは最低賃金引き上げの検討要件である「事業の支払い能力」については削除を求める立場ですが、中小企業へのさらなる支援策は必要とも考えています。

日本も批准する ILO 最低賃金決定制度勧告(第30号、1928年)では「同価値労働に対する男女の同一報酬の原則」と「労働者が妥当な生活水準を維持しえるように考慮する」と規定しています。

労働者の生活向上、内需拡大で地域経済を支えるためにも最低賃金額の大幅引き上げのための審議をお願い申し上げます。

【 要請事項 】

1. 石川県の最低賃金を、10月発効を遅らせることなく大幅に引き上げてください。
2. 政府に対し、最低賃金法を改正し全国一律にすることを求めてください。
3. 政府に対し、中小企業支援策のさらなる強化を求めてください。

2026年 月 日

所在地

団体名

代表者名

【取り扱い団体】 石川県労働組合総連合 金沢市昭和町5-13 TEL 076-231-3199

2026 年 7 月 23 日

石川労働局

局 長 常盤 剛史 様

日本労働
石川
会

令和 8 年度石川地方最低賃金に関する要請書

盛夏の候、貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より連合石川の諸活動に対し、深いご理解と温かいご協力を賜っておりますことに、心より御礼申し上げます。

2026 年春季生活闘争では、4 年連続で高水準の賃上げを実現し、石川県内においても人材確保・定着に向けた賃上げの動きが広がりつつあります。企業側においても「人への投資」が経営の持続可能性に直結するとの認識が浸透し、賃上げの機運は確実に高まっています。しかしながら、こうした賃上げの流れが、未組織労働者や最低賃金近傍で働く仲間にまで十分に波及しているとは言えません。物価上昇は依然として高止まりしていることから、最低賃金の引き上げは、働く人々の生活を守るうえで重要となっています。

石川県の最低賃金は 2025 年度に 1,054 円となりましたが、全国平均（1,121 円）を大きく下回り、隣県富山県との差も 8 円となっています。こうした地域間格差は、若年層を中心とした労働力の県外流出を招きかねず、地域の持続的発展にとって看過できない状況です。

さらに、能登半島地震からの復旧・復興が続く中、県内の中小企業は深刻な人手不足に直面しています。復興需要の増大に対し、地域の労働力を確保するためには、最低賃金の底上げによって働く人々の生活を支え、地域経済の再建を力強く後押しすることが不可欠です。

連合は、誰もが将来に希望を持てる社会の実現をめざし、最低賃金制度が「労働者の生活を支える最大の柱」と考えています。

つきましては、現在審議が進められている 2026 年度石川地方最低賃金について、下記の事項に取り組まれるよう要請いたします。

記

1. 石川最低賃金について

(1) 生活保護水準との乖離改善と、ナショナルミニマム水準への引き上げ

憲法第 25 条、労働基準法第 1 条、最低賃金法第 1 条の趣旨を踏まえ、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準への引き上げ額が決定されるよう、事務局として最大限努力すること。

(2) 地域間額差の是正

中央最低賃金審議会において、地域間額差の縮小は重要論点となっています。

石川県は全国平均より 67 円低く、隣県との差も存在することから、労働力流出防止の観点からも地域間額差の是正を促すこと。

2. 労務費の上昇分の適切な価格転嫁に向けた対応

(1) 価格転嫁の実効性向上

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉指針」は示されたものの、実際の価格転嫁は依然として道半ばです。最低賃金引き上げ分が確実に取引価格へ反映されるよう、関係機関と連携し、指針の実効性向上と周知徹底を図ること。

(2) 各種助成金の活用促進

業務改善助成金については、申請手続きの簡素化や周知徹底を進め、中小・零細事業者が活用しやすい環境整備を強化すること。

3. 特定（産業別）最低賃金の維持・強化について

特定（産業別）最低賃金は、同一労働同一賃金の実現、非正規労働者の均等・均衡待遇、産業の健全な発展に向けた公正競争の確保に資する制度であることから、当該産業労使の意見を必要性審議に適切に反映させること。

4. 監督行政の強化について

最低賃金違反事業所による価格抑制は、公正競争を阻害し、中小企業の健全な事業運営に悪影響を及ぼすことから、最低賃金の履行確保に向け、監督体制の抜本的強化、違反事業所の積極的な摘発、罰則適用の強化など、制度の実効性向上を図ること。

以 上